

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

この給付金は、住民税均等割非課税世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯へ「**1世帯あたり10万円**」を支給する新たな給付金です。給付金を受給するためには、下記の手続きが必要です。

対象世帯

1. 令和3年度における世帯全員の市県民税均等割が非課税の世帯

返送必要

→ 令和3年12月10日時点で沖縄市に住民登録されている対象世帯へ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しますので、内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※令和3年1月2日以降に沖縄市へ転入した世帯員がいる場合、別途、申請が必要となります。

書類送付時期：令和4年2月下旬頃（予定）

2. 令和3年1月以降に収入が減少し、市県民税均等割非課税相当の収入になった世帯（家計急変世帯）

申請必要

→ 世帯全員の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した世帯が対象となります。給付金を受け取るためには**申請が必要**です。

令和3年中の収入見込額（源泉徴収票、確定申告書の控え等）または令和3年1月以降の任意の1か月分の収入を確認し、給付の可否について審査します。

申請書類配布・受付開始時期：令和4年2月下旬頃（予定）

申請書類配布場所：沖縄市役所 非課税世帯給付金担当窓口 他

詳細が決まり次第、市公式ホームページ等でお知らせいたします。

注意事項

- 各条件に該当する場合でも、重複しての受給はできません。
- 住民税の課されている親族等の扶養を受けている人だけで構成された世帯は、給付対象外となります。
- 申請内容が誤っている場合、給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の申請を行った場合は、不正受給として詐欺罪に問われることがあります。
- 申請期限までに提出がない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。

臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

給付金に関して、国や沖縄市が銀行のATMの操作をお願いしたり、手数料を求めたりすることは、絶対にありません。自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

沖縄市臨時特別給付金コールセンター

ご不明な点は、臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください。

TEL.0120-545200 受付時間 平日・午前8時30分～午後5時15分

沖縄市役所 非課税世帯給付金担当(本庁5階・内線3312)